

令和4年生駒市農業委員会第9回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局
会議開催日時 令和4年9月12日(月)午後2時00分
会議開催場所 市役所 401・402 会議室
出席者 議長 10 番 中本 真人
農業委員会委員
1 番 辻 英雄 2 番 山本 利昭
3 番 中井 啓二 4 番 西口 まゆり
5 番 池田 憲央 6 番 北村 由子
7 番 中谷 佳津代 8 番 山田 義美
9 番 染岡 政明
農地利用最適化推進委員
平尾 正隆 松尾 克巳
北本 光美 中尾 正人
井山 茂 奥野 通孝
高枝 敏治
説明者 事務局 局長 植島 秀史 補佐 吉岡 浩
主幹 有山 清隆 主査 増本 量俊
傍聴者 0名

議事次第

審議事項

1. 農地の造成工事に係る届出について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について
3. 農地の転用事実に関する照会について
4. 農地転用完了報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 農地集積集約情報
- 年金加入推進特別研修会(役員・女性委員のみ)

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 0名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中本真人議長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

7番 中谷 委員、8番 山田 委員、9番 染岡 委員

議案第1号「農地の造成工事に係る届出について」の説明を事務局に依頼

○主幹 [議案読み上げ]

農地造成工事とは、農地の効率的な利用を追求した盛土、切土の行為であり、農地法の規定による転用許可等が不要だが、工事期間が6ヶ月以内の場合、生駒市では農地造成指導要綱に基づき、届出の提出が必要である。農業委員会は現地調査を行い、農地の効率的な利用が確保され、隣接地関係者の同意があることなど、協議・確認することとなっている。

農地造成届出については、審議により承認があると、申請者に受理書を発行することとなり、その後工事着手届、工事完了届を提出させることとなっている。

No.1～4の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1)で、たかやまこども園東約300mのところに位置する高山町地内の農地4筆

申請理由について

この農地は、令和4年7月定例会の中で、「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」を提案し、審議・許可をいただいた農地である。

現在の農地4筆は水はけが悪いため、今ある地盤面に土砂を盛り、農地と農地の間に一部水路があるために、1筆を除き一体化を図ることと高低差を少なくすることで、全面を畑として利用する予定である。整地後の作付けは、ほうれん草を栽培する予定である。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局でこれまでの事情を含めて現地調査を行い、周辺農地への影響等についても問題はなく、今後も農地としての利用に支障がないものであると考える。

以上のことから、本申請については、特に問題等はなかった。

なお、生駒市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例の中に、事業区域の面積が500㎡以上の埋め立て等は許可申請が必要となり、現在所有者と担当課の間で、協議中であり、そちらが許可され次第、こちらの受理書を発行するという形で行いたいと思う。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号について地元推進委員へ補足説明を依頼

- 委員 事務局の方から説明があった通り問題ないと思われる。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]
議案第1号「農地の造成工事に係る届出について」の承認を宣言

報告第1号 「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号 「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号 「農地の転用事実に関する照会について」

報告第4号 「農地転用完了報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号 「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査 [報告読み上げ]

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1～2については、相続により賃借権、No.3～8については、相続により所有権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号 「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主査 [報告読み上げ]

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたものであり、権利の設定、移転が伴う農地転用である。

No.1～14の申請地については、地図番号(2)であり、ひかりが丘住宅地の北西に約300mのところと位置する北田原町地内の農地である。工場用地・青空資材置場・青空駐車場等造成を目的として、農地転用の届出がされたもので、これまで北田原町の工場用地、資材置場に関する許可申請と届出が4回あったが、その区域5回目の最後の手続きということである。

No.15の申請地については、地図番号(3)であり、市立緑ヶ丘中学校の北に約200mに位置する西旭ヶ丘地内の農地1筆である。露天駐車場を目的として、農地転用の届出がされたものである。

報告第3号 「農地の転用事実に関する照会について」

○主査 [報告読み上げ]

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1については、市街化区域で約10年以上前から宅地として利用してきた農地である。

報告第4号「農地転用完了報告について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による許可後、転用者から工事の完了報告があったことの報告をしている。

工事は昨年3月に許可があり当初2ヶ月で工事が終わる見込みだったが、そのころには近隣で農作業が始まってしまい、資材運搬の通行同意や受電設備から既設電柱までの電線を農地の上空などに通過させる同意をとっていた都合上、着手できなくなり、稲刈り後によりやく重い資材を使った工事が始めることができるようになったが、今度は海外、主に中国から太陽光パネルの輸入調達が難しくなり、少しずつしか入手できなくなり、遅れることとなったということで、7月頃に終わったという報告である。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

○主査 貸付希望農地1地区1件、借り受け希望者1名を紹介

○議長 「その他」について事務局に依頼

○主査 農のマッチングフェアの報告

8月27日に大阪のグランフロントで開催され、生駒市のブースには5組、男性6名、女性2名の来場があった。9月19日には農園見学会を開催する予定で、貸出し希望のある農地と農業に関する講座などを案内する予定である。今のところは男性2名、女性2名の計4名から参加希望をいただいている。

○主幹 研修会の連絡

10月5日 農業者年金特別研修会

延期に伴い、10月5日の現地調査を10月6日に変更とし、7地区の利用状況調査を6日から5日へ変更する。

○補佐 11月5日、6日に農業祭を開催する予定なので日程をあけておいてほしい。

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○補佐 次回の日程について

定例会 令和4年10月12日(水)午後2時 401・402 会議室

現地調査 令和4年10月6日(木)

10月5日(水)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後 2 時 35 分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和4年生駒市農業委員会第9回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 7 番

議席番号 8 番

議席番号 9 番
